



の様式に準拠している。) 新HOSPnet「医療安全情報システム」により、速やかに報告(登録)する。国立病院機構本部及び所管のブロック事務所に同時に報告することになる。緊急を要する場合は、ブロック事務所医療課に対し速報版(別添:概要報告様式を参考)を報告する。

## 2 報告を要する医療事故の範囲

- 一 誤った医療又は管理を行ったことが明らかであり、その行った医療又は管理に起因して、患者が死亡し、若しくは患者に心身の障害が残った事例又は予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した事例。
- 二 誤った医療又は管理を行ったことは明らかでないが、行った医療又は管理に起因して、患者死亡し、若しくは患者に心身の障害が残った事例又は予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した事例(行った医療又は管理に起因すると疑われるものを含み、当該事例の発生を予期しなかったものに限る)。
- 三 前2号に掲げるもののほか、医療機関内における事故の発生の予防及び再発の防止に資する事例。

## 3 報告時期等

- 一 委員会等での検証作業終了後の報告(概ね2週間以内に行う必須報告)
 

発生した医療事故に関し委員会等で原因分析、再発防止策検討等の検証作業を行った上で、その内容を踏まえた医療事故報告書を作成し、所管のブロック事務所を通じて国立病院機構本部に報告する。
- 二 危機管理の観点からの報告(院長の判断による報告)
 

危機管理の観点から国立病院機構本部・ブロック事務所と情報を共有していることが必要と判断される医療事故が発生した場合は、事故発生後速やかに、その段階で把握できている事故内容、患者状況等の客観的事実や、必要に応じ対外的対応方針等を、所管のブロック事務所を通じて報告する。また、委員会等での検証作業終了後には、追加的に原因分析、再発防止策等の内容を含む医療事故報告を行う。
- 三 「一」の報告を行った後、例えば拡大医療安全管理委員会が開催されるなど、追加的に検証作業等が行われた場合は、追加的報告を行う。

### 医療事故報告書の保管

医療事故報告書については、独立行政法人国立病院機構文書管理規定(平成16年規程第10号)第34条第1項第5号に該当する法人文書として、医療安全管理室において保管する。